

— 下野市の申告相談について —

下野市においても、所得税及び住民税の申告相談を行います。(住民税の住宅ローン控除申告も合わせて受け付けます。)

- 対象者 平成21年1月1日現在、下野市にお住まいの方
- 期 間 2月16日(月)～3月16日(月)(土・日は除く)
- 会 場 ・南河内地区会場(市役所南河内庁舎北側別館会議室)
・石橋地区会場(市役所石橋庁舎3階会議室)
・国分寺地区会場(市役所国分寺庁舎隣 国分寺公民館IT研修室)

詳しい日程、地区割り等については、広報2月号でお知らせします。なお、青色申告をされる方、株式譲渡所得や一般譲渡所得がある方及び贈与税等の申告をされる方は栃木税務署(栃木商工会議所大ホール)で申告してください。

— 住民税の申告について —

個人の住民税は、市が税額を計算し、これを納税者に通知して納税していただく仕組みになっています。適正な課税を行うためには、ご本人が収入などについて正しく申告していただく必要があります。

住民税の計算をするための申告には、「所得税の確定申告」と「住民税の申告」があります。所得税の確定申告を行えば住民税の申告をする必要はありませんが、所得税の確定申告をする必要がない方も原則として住民税の申告は必要となります。

申告を忘れてしまいますと、適正な課税ができませんので、国民健康保険税等の軽減措置が受けられなかったり、児童手当の申請や公営住宅の入居手続きができないなど、支障をきたすことがあります。所得の多寡に関わらず必ず期限内に申告してください。

◆公的年金収入のある方はご注意ください!!

前年中の所得が公的年金のみである方は、年金支払者から市へ提出される「年金支払報告書」に社会保険料控除や生命保険、損害保険料控除等の所得控除が算入されていないため、税額が高くなる場合があります。このような所得控除がある方は申告をしてください。

また、社会保険庁から扶養親族等申告書の送付がなく、届出をしていない方(年金受給額が65歳未満で108万円未満、65歳以上で158万円未満の方)についても、市に扶養等の情報がないため、もし、配偶者控除や扶養控除を受けられる方は申告をしてください。

問い合わせ先

税務課 市民税グループ ☎40-5554

納税は、安全・便利な口座振替で

市税等の口座振替納付は、手数料が不要で、納税に出向く必要や納め忘れの心配がありません。安全・便利・確実な、口座振替をぜひご利用ください。

口座振替ができる税金等	個人市県民税(普通徴収) 固定資産税・都市計画税 軽自動車税 国民健康保険税(普通徴収) 介護保険料(普通徴収) 後期高齢者医療保険料(普通徴収)
取扱い金融機関	足利銀行 栃木銀行 ゆうちょ銀行 足利小山信用金庫 宇都宮農業協同組合 小山農業協同組合 三井住友銀行() 三井住友銀行のみ介護保険料、後期高齢者医療保険料の口座振替はお取り扱いしておりません。

上記の取扱い金融機関の窓口で、預・貯金通帳とその通帳の届出印を持参のうえ、「下野市税等口座振替依頼書」(市内の金融機関は窓口備付)に必要事項を記入、押印してお申し込みください。

市外の金融機関窓口でお申し込みされる場合は「下野市税等口座振替依頼書」を持参する必要がありますので、税務課へご連絡いただければ、用紙を送付します。

【ご注意】

- ・納期限の過ぎた市税等は口座振替の取扱いができません。
- ・申し込みをされた市税等の税目については、翌年度以降も口座振替となります。
- ・残高不足等により振替できない場合、税務課から送付される納付書で自主納付をしていただくことになります。

問い合わせ先

税務課 収納グループ ☎40-5554